

議案第3号

海老名市附属機関の委員構成の変更に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

海老名市附属機関の委員構成の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のと
おり定める。

平成27年2月26日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

議会改革特別委員会の決定に基づき附属機関の委員構成を変更するため

海老名市附属機関の委員構成の変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(海老名市総合計画審議会条例の一部改正)

第1条 海老名市総合計画審議会条例（昭和43年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の各号」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(海老名市下水道運営審議会条例の一部改正)

第2条 海老名市下水道運営審議会条例（昭和52年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する」を「委員10名以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する」に改め、同項第1号中「2人」を削り、同項第2号中「8人」を削り、同項第3号を削る。

(海老名市住居表示審議会条例の一部改正)

第3条 海老名市住居表示審議会条例（昭和48年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10名」を「8名」に改める。

第4条第1項中「の各号」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(海老名市市営住宅運営審議会条例の一部改正)

第4条 海老名市市営住宅運営審議会条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「2人以内」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「2人以内」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「1人」を削り、同号を同項第3号とする。

(海老名市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例の一部改正)

第5条 海老名市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例（昭和44年条例第28号）の一
部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「市議会総務常任委員会委員長」を「市職員の人事を主管
する部等の長」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。